会津若松市ワーケーション推進業務委託プロポーザル評価基準

(令和4年5日23日決裁)

1 位置づけ

この基準は、会津若松市ワーケーション推進業務委託選考委員会が会津若松市ワーケーション推進業務の受託候補者を選定するための評価の基準等について示すものである。

2 評価方法及び受託候補者の選定

受託候補者の選定は、企画提案書やヒアリングの内容を踏まえ、別表「評価基準表」に基づく選考委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い順次選定する。ただし、採点した委員の平均得点が60点に満たない場合は、不適格とみなして受託候補者としないものとする。

<選定順>

- ア 過半数を超える委員から最高順位を得た者
- イ アにより決しない場合、全委員の合計得点が最高得点者
- ウ 最高得点者が複数ある場合は、企画提案に係る項目の評価点が最も高い者
- エ ウが複数ある場合は、提案金額の最も安価な者

3 評価点

採点に当たっては、「評価基準表」に定める各項目の着眼点を踏まえ、次表に定める 6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

	新 /	配点5点の	配点10点の	配点15点の	配点20点の
	評価段階	場合	場合	場合	場合
А	極めて	5	10	15	20
	優れている	J	10	10	20
В	優れている	4	8	12	16
С	普通 (標準的)	3	6	9	12
D	やや劣っている	2	4	6	8
Е	劣っている	1	2	3	4
F	記述がない	0	0	0	0

4 留意点

評価は、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって 評価するものとする。

別表

評価基準表

大項目	小項目	評価の着眼点	配点
①実施方針 (配点10)	①理解度、考え方	業務の目的、条件、内容の理解度が高 い場合、優位に評価する。	10
②業務遂行 能力 (配点10)	①実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制が構 築されている場合、優位に評価する。	10
③類似業務 の実績 (配点10)	①企業の実績	企業として業務を適切に遂行できる類 似業務の実績を有している場合、優位 に評価する。	10
④企画提案 内容 (配点60)	①基礎リサーチ	様々な企業の勤怠管理、旅費やリモートワーク規定の調査手法が会津若松市 の観光戦略に配慮していると認められる場合、優位に評価する。	15
		地域課題や活用が見込める既存資源の 調査手法が効果的と認められる場合、 優位に評価する。	
	②モニターツアーの 催行	地域課題の解消に取り組ませるプログ ラムになっていると認められる場合、 優位に評価する。	10
	③地域勉強会の開催	開催手法が参加者の「ワーケーション」に対する理解促進に効果的な内容になっていると認められる場合、優位に評価する。	15
	④地域課題検討会の 開催	会津若松市の観光戦略に基づいた的確 な課題認識のもと、効果的かつ実現可 能な手法が提案されていると認められ る場合、優位に評価する。	20
⑤工程計画 (配点10)		業務実施手順を示す実施のフロー、ス ケジュールに妥当性が認められる場 合、優位に評価する。	10
合計			100